

令和1年6月21日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 調達番号 | 医病004 |
| (2) 調達件名 | 循環器用超音波画像診断装置 ビジキューブ テルモ(株)製 一式 外 |
| (3) 契約期間 | 令和1年7月1日 ~ 令和2年6月30日 |
| (4) 納入場所 | 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 製造元より代理店の承認を受けている者であること。
- (4) その他経理責任者等が認めた者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和1年6月28日(金) 正午

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号： 医病004

調達件名： 循環器用超音波画像診断装置 ビジキューブ テルモ(株)製 一式 外

見 積 金 額

1 循環器用超音波画像診断装置 ビジキューブ テルモ(株)製 一式 月額 _____ 円

2 OFDI画像診断装置 ルナウェーブ テルモ(株)製 一式 月額 _____ 円

3 ILUMIEN OCT イメージングシステム セント・ジュード・メディカル (株)製 一式 月額 _____ 円

月額合計 _____ 円

国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準を熟知し、契約書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電 話 番 号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

レンタル契約書(案)

レンタル物品の表示：循環器用超音波画像診断装置 ビジキューブ テルモ(株)製 一式 外
詳細は以下のとおり

- 1 循環器用超音波画像診断装置 ビジキューブ テルモ(株)製 一式
 - ①本体ユニット 1台 [VI-C10]
 - ②光学ディスクドライブ 1台 [VI-D10]
 - ③モニタユニット 1台 [VI-M10]
 - ④MDU 1台 [VI-S10]
 - ⑤カートユニット 1台 [VI-V10]
- 2 OFDI 画像診断装置 ルウェアブ テルモ(株)製 一式
 - ①本体ユニット 1台 [LW-10S]
- 3 ILUMIEN OCT イメージングシステム セント・ジュード・メディカル(株)製 一式
 - ①イメージングシステム本体 1台 [C408650]
 - ②OCTビューワー 2台 [C408651]

レンタル料金：以下のとおり

番号	品名	単位	単価 (税込)	うち消費税額及び 地方消費税額
1	循環器用超音波画像診断装置 ビジキューブ 一式	月額	〇〇円	〇〇円
2	OFDI 画像診断装置 ルウェアブ 一式	月額	〇〇円	〇〇円
3	ILUMIEN OCT イメージングシステム 一式	月額	〇〇円	〇〇円

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、レンタル料金に108分の8を乗じて得た額である。

ただし、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

賃借人 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 木村 正と貸貸人 〇〇〇との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記のレンタル料金で、次の条項によりレンタル契約を締結するものとする。

第1条 貸貸人は賃借人に対し物品を賃貸し、賃借人はこれを借り受けるものとする。

第2条 物品は国立大学法人大阪大学医学部附属病院に納入するものとする。

第3条 貸貸人は、業務を行う上で知り得た賃借人に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第4条 貸貸人は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙1「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第5条 貸貸人は、本契約に基づく物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。

第6条 物品のレンタル期間は令和1年7月1日から令和2年6月30日までとする。

2 賃借人は、自己の都合により、レンタル期間満了前に本契約を解約するときは、原則として解約しようとする日の3か月前までに文書によって貸貸人に通知するものとする。

第7条 レンタル期間が1か月に満たない場合であっても、当該月を1か月とみなしてレンタル料金総額を算出するものとする。

第8条 納品書及び請求書は、1か月分を取りまとめ国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に提出すべきものとする。

第9条 レンタル料金は、毎月支払うものとし、賃借人が月末に物品の借入確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第10条 契約保証金は免除する。

第 11 条 物品の保守及び点検の費用並びに物品の搬入、据付、調整及び本契約の契約期間満了又は解約による物品の撤去費用は、レンタル料金に含まれるものとする。

第 12 条 賃借人は物品を損傷、または紛失したときは、賠償の責を負うものとする。

第 13 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準によるものとする。

第 14 条 この契約について、賃借人と賃貸人との間に紛争が生じた時は、賃借人所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第 15 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、賃借人と賃貸人との間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため賃借人及び賃貸人は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 1 年 6 月 日

賃借人 吹田市山田丘 2 番 1 5 号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 木村 正

賃貸人 ○○○

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、借借人から業務を請け負った者（以下「貸貸人」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 貸貸人は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 貸貸人は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 貸貸人は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 貸貸人は、借借人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 貸貸人は、借借人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 貸貸人は、借借人の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 貸貸人は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに借借人に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 貸貸人は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに借借人に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 貸貸人は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、借借人の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 借借人は、貸貸人がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。